

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成21年3月24日(火曜日)
午後6時18分~午後6時28分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 荒山光広委員長 高木法生副委員長
竹岡昌治委員 安富法明委員
南口彰夫委員 田邊諄祐委員
山中佳子委員 三好睦子委員
岡山隆委員 秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村暢之局長 佐々木昭治係長
田畑幸枝企画員
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司市長 林 繁美副市長
波佐間 敏 総務部長 田 辺 剛 総務部次長
羽 根 秀 実 総務部財政課長

午後6時18分開会

委員長（荒山光広君） それでは只今から総務企業委員会を開催いたします。

先程の本会議におきまして本委員会に付託されました追加議案1件につきまして審査いたしますので、ご協力よろしくお願いたします。それではこれより審査を始めます。

議案第36号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部から説明を求めます。はい、田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） それでは議案第36号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。補正予算書の11ページをご覧くださいと思います。2款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費の004の総務管理費の訴訟に係る弁護士委託料を102万8,000円を追加しております。平成16年に訴訟の提起がありました秋芳町の準用河川改修による家屋損傷に係る損害賠償事件について一審では原告の請求が棄却されました。原告はこれを不服として平成20年7月1日に控訴請求をしております。これに係る一切の訴訟行為を弁護士に委任しておりましたが、この度、本件控訴棄却する判決が出され控訴人が期限内に上告しなかったことにより本件は3月16日をもって判決が確定いたしております。市が勝訴したということでございます。これにより弁護士に対し報酬金、旅費等の支払を要するため不足額を追加するものであります。議案第36号の説明は以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 行政側の、一般質問でやったんじゃけど。行政の側に不備について、裁判を起こすのは非常にテクニクとして簡単だというのは、本会議場で私が説明してわかる人はわかったけどわからん人はわからんじゃろう。但し、それに対する対応が、きょう、ちょっと全協でも出たんですけど、本来、情報開示を求めた開示請求をしても出ない資料が向こうにわたっちょる、往々にして裁判、私はこの件だけでいよるんじゃないよ。行政が訴訟をされた時の対応が非常に不十分だとそういうことも含めてこれから先は、行政訴訟がいっぱい起きると思いますよ。

私が引退した暁には、少なくとも退職する今の部長に訴訟を起こしたら退職金は凍結されざるを得んのじゃから、それはわかるいね。だから嫌がらせも含めて行政訴訟というのは非常に簡単に、しかも請求金額が30万とか50万単位じゃったら1万ぐらいじゃから訴訟費用はそういうことも含めながら対応できるようなシステムを検討しておいていただきたいとよろしく。

委員長（荒山光広君） 意見としてよろしいですね。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今回住民訴訟に関しては平成16年、今回平成21年ですから、まるまる4年かかったということですね。長くてそれによって弁護士費用委託料が100万ですか、かかったということで。今後その辺について相手方に対して実際今回は市が勝訴したということで行政側として控訴いくらしても（発言する者あり）長くなったら100万とか200万、300万という、いつまで経ってもという、今後の対応をですね、しっかり決めていただかないと市が血税が（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） 岡山委員いいですか。はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 今の件ですけど、私はこういうふう聞いてるんじゃけど行政と裁判をしたら絶対民間は不利だと。なぜなら行政は裁判費用とかなんとか全て税金でやりますよね。ところが民間は全部実費になるから、今の裁判制度、これも4年か5年かかっているんじゃけど長引けば長引くほど、私も悪いけど市民の立場で言わせてもらいますけど非常に裁判やりにくいというふう聞いてるんですけどその辺はいかがなんでしょうか。（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） それではないようでしたら、これより議案第36号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって議案第36号は原案のとおり可決されました。以上もちまして本日の本会議で本委員会に付託されました追加議案1件につきましての審査を終了いたします。これにて本委員会を閉会いたします。ご審査、ご協力誠にありがとうございました。お疲れさんでした。

午後6時28分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年3月24日

総務企業委員長

